

岩出市告示第55号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、岩出農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、当該変更後の岩出農業振興地域整備計画書は、岩出市事業部産業振興課において縦覧に供する。

令和6年3月19日

岩出市長 中 芝 正 幸